

障第2012号の1
平成27年9月14日

各精神科医療機関の長様

佐賀県健康福祉本部長
(公印省略)

第1回「佐賀県DPAT」研修会の開催について(依頼)

本県の精神保健福祉行政につきましては、日ごろから御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、東日本大震災での都道府県・指定都市による「こころのケアチーム」の活動実績を踏まえ、厚生労働省では「災害派遣精神医療チーム(以下:DPAT)活動要領」が策定されたところです。

このことを踏まえ、本県においても「佐賀県災害派遣精神医療チーム(「DPAT」)運営委員会」を立ち上げ、今年度の事業の一環として標題の研修会を開催することとし、本県のDPAT先遣隊及び統括として厚生労働省に登録されている独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センターに委託し、下記及び別添実施要項(案)のとおり開催することとしました。

つきましては、大規模災害時における活動の流れや実践的な訓練を受講いただき、大規模災害での効果的な活動ができるよう、貴院職員の積極的な参加について御配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、参加に当たりましては、平成27年10月16日(金)までに、佐賀県健康福祉本部障害福祉課(精神保健福祉担当)あて、ファックス又はメールで別紙参加申込書を送付いただくようお願いいたします。

記

1 日時(2日間)

- 1日目:平成27年11月7日(土)
10時から18時まで(9時30分受付開始)
2日目:平成27年11月8日(日)
9時から16時まで(8時30分受付開始)

2 会場

独立行政法人国立病院機構 肥前精神医療センター
(佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津160)内
医師養成研修センター(別紙案内図を参照ください。)

(別添) 交通機関のご案内

【航空機利用の場合】

「福岡空港」着

① J R九州利用の場合

「福岡空港」→「地下鉄」→「J R博多駅」→鹿児島本線「J R鳥栖駅」を經由→長崎本線「J R吉野ヶ里公園駅」又は「J R神埼駅」降車 → タクシーで「肥前精神医療センター」まで約7分(約1,600円)

② 高速バス利用の場合

「福岡空港」→佐賀方面行き→「高速神埼」降車
タクシーで「肥前精神医療センター」まで約5分
(約1,400円)

【九州新幹線利用の場合】

「J R博多駅」→「J R新鳥栖駅」を經由→長崎本線「J R吉野ヶ里公園駅」又は「J R神埼駅」降車
タクシーで「肥前精神医療センター」まで約7分
(約1,600円)

【J R九州利用の場合】

「J R博多駅」又は「J R佐賀駅」方面から、長崎本線「J R神埼駅」又は「J R吉野ヶ里公園駅」降車
タクシーで「肥前精神医療センター」まで約7分
(約1,600円)

【高速バス利用の場合】

長崎自動車道「高速神埼」降車
タクシーで「肥前精神医療センター」まで約5分
(約1,400円)

【高速自動車道利用の場合】

長崎自動車道「東背振インター」下車約5分
※最初の信号を右折後、「吉野ヶ里町役場東背振庁舎前」を通過し、約800mの信号「中副」を右折、約1.2km走行、左側の3階建(2ヶ所目の信号機)の茶色の建物が肥前精神医療センターです。

※タクシーを利用される場合は、「肥前精神医療センターの医師養成研修センター前」までとお申しつけください。

※会場近隣の駅、宿泊施設から公共交通機関がなく、不便をおかけしますが、何卒ご了承くださいませようお願いいたします。

(別紙)

佐賀県健康福祉本部 障害福祉課 精神保健福祉担当 山下あて

ファックス: 0952-25-7302

E-mail: shougai Fukushi@pref.saga.lg.jp

※平成27年10月16日(金)までお願いいたします。

医療機関名: _____

連絡担当者氏名: _____

電話番号(直通): _____

E-mail: _____

参加申込書

職種	職名	氏名	1日目 昼食購入	2日目 昼食購入	情報交換会 への参加
			有・無	有・無	有・無
			有・無	有・無	有・無
			有・無	有・無	有・無
			有・無	有・無	有・無
			有・無	有・無	有・無

※基本は精神科医師を含めた(精神科)看護師、各種精神科コメディカルスタッフ及び事務担当者 計3~5名としますが、参加人数・職種内訳については、応相談とします。

※1日目及び2日目の昼食購入(実費)の価格及び「情報交換会」(1日目(11月7日(土)終了後))の詳細については、後日、国立病院機構肥前精神医療センターからお知らせいたします。

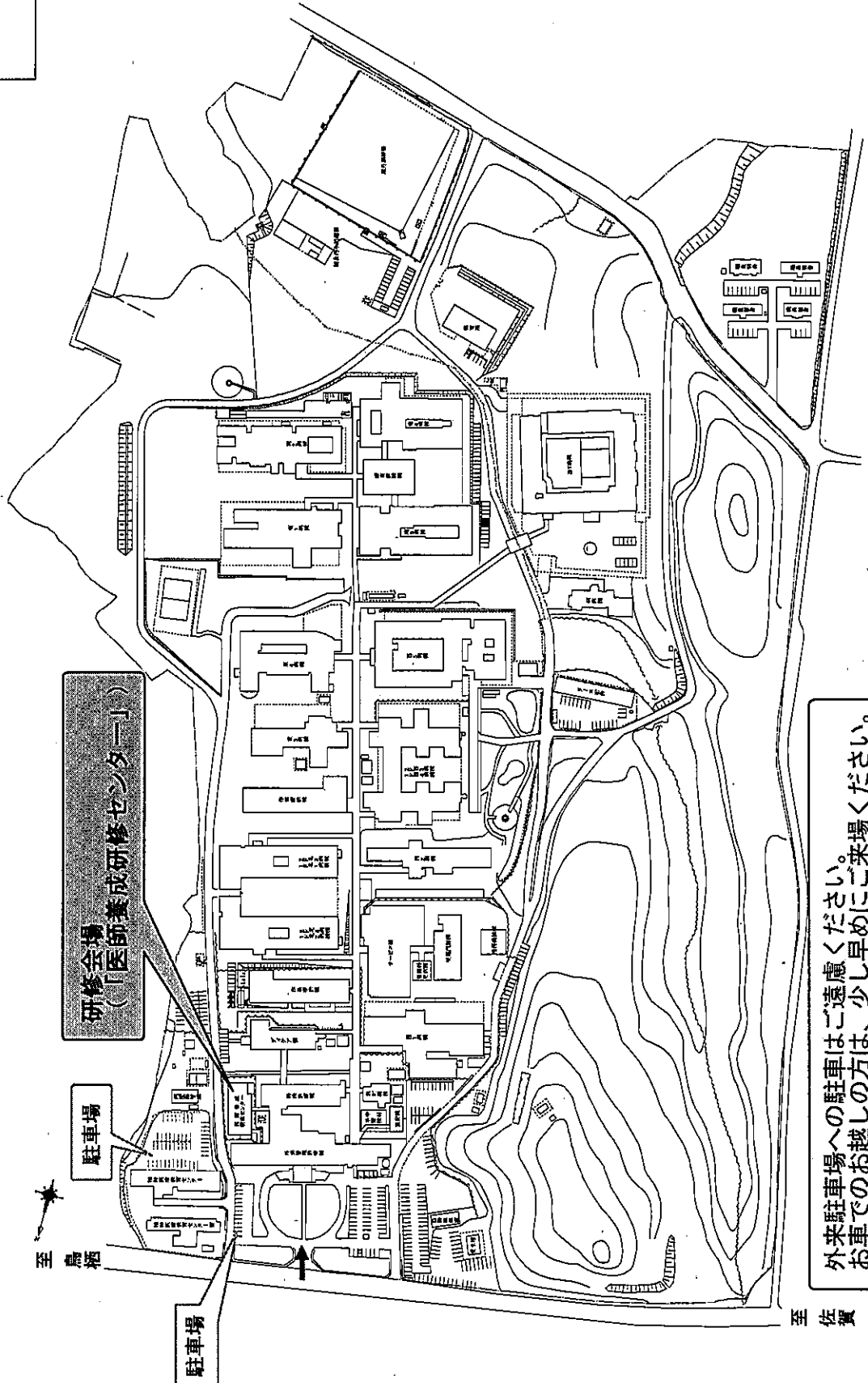
○ **受講決定通知書** (佐賀県健康福祉本部 障害福祉課長名) の
要否

要 ・ 否

○ インターネットに接続できるノートパソコン及びNTTドコモ、イー・モバイル等のデータ通信カード等 持参の可否

可 ・ 否

肥前精神医療センター研修用駐車場案内図



外来駐車場への駐車はご遠慮ください。
お車でのお越しの方は、少し早めにご来場ください。

特記事項	肥前精神医療センター 肥前精神医療センター 〒851-8501 佐賀県佐賀市大里町1-1-1 TEL 0954-821-1111 FAX 0954-821-1112 http://www.fukushima-hospital.com	図 名	肥前精神医療センター研修用駐車場案内図	縮 尺	5=1/1000	作 者	肥前精神医療センター	日 付	2014.10.10	版 次	1.0
------	--	-----	---------------------	-----	----------	-----	------------	-----	------------	-----	-----

佐賀県災害派遣精神医療チーム（DPAT）運営委員会運営要領

平成27年4月27日
健康福祉本部障害福祉課

第1 目的

この要領は、佐賀県災害派遣精神医療チーム（DPAT）運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 組織等

- (1) 委員会は、別に定める委員をもって組織する。
- (2) 委員のうち、佐賀県以外の団体の委員については、当該団体が選任し、佐賀県健康福祉本部長が依頼するものとする。

第3 委員長

- (1) 委員会に委員長を置く。
- (2) 委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- (3) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

第4 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

第5 庶務

委員会の庶務は、佐賀県健康福祉本部障害福祉課において処理する。

第6 補則

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は平成27年4月27日から施行する。

【別表】

佐賀県災害派遣精神医療チーム（DPAT）運営委員会 組織表

機 関 ・ 職 種 等		備 考
精 神 科 医 療 関 係	佐賀大学医学部附属病院	精神科医師 精神神経科
	国立病院機構 肥前精神医療センター ※「統括者」及び「先遣隊」の長	精神科医師 ※「災害時こころの情報支援センター」への登録者
	一般社団法人佐賀県精神科病院協会	精神科医師 会長及び会長からの推薦による。
	一般社団法人日本精神科看護協会 佐賀県支部	(精神科) 看護師 会長からの推薦による。
	佐賀県精神保健福祉士協会	精神保健福祉士 会長からの推薦による。
	一般社団法人 佐賀県薬剤師会	薬 剤 師 会長からの推薦による。
	佐賀県臨床心理士会	臨 床 心 理 士 会長からの推薦による。
佐 賀 県	統括本部 消防防災課	地域防災計画担当課
	健康福祉本部 医務課	DMAT担当課
	佐賀県精神保健福祉センター	精神科医師 所長
	佐賀県保健所長会	医 師 保健福祉事務所 保健監
	健康福祉本部 障害福祉課	事務局担当

佐賀県災害派遣精神医療チーム（DPAT）体制整備事業実施要綱

平成27年4月27日
健康福祉本部障害福祉課

第1 目的

近年、自然災害や犯罪被害、事故等において、「心のケア」の必要性が強く認識されている。

本事業は、災害時等の緊急時に専門的な心のケアに関する対応が円滑に行われるよう、精神科医、看護師、保健師等の多職種で構成される災害派遣精神医療チーム（DPAT）を整備すること等により、緊急支援体制の強化を図ることを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、佐賀県（以下「県」という。）とする。

第3 事業内容等

(1) 運営委員会の設置

行政機関、精神科医等からなる運営委員会を設置し、以下の事項について協議することで緊急支援体制を構築する。

- ア DPAT構成員の登録基準作成及び登録審査
- イ DPAT構成員に対する研修・訓練の企画
- ウ DPAT活動マニュアルの作成及び改訂、緊急時の拠点及び役割の設定
- エ DPAT活動の評価
- オ DPAT活動に関する情報交換
- カ その他必要な事項

(2) DPAT構成員に対する研修

県は、DPAT構成員に対して、精神保健上の専門的対応技術及び相談支援技術の習得並びにそのスキルアップ、チーム活動手法の訓練、活動報告の方法及び項目等を目的とした研修を実施する。

なお、研修はDPAT構成員が新たに参加するときに限らず、対応技術の維持及び向上のため、定期的に行うこととし、実施に当たっては、適当と認める団体等への委託を認めるものとする。

(3) 災害時こころの情報支援センターとの連携

複数の都道府県が関わる広域的な災害時においては、DPATが被災都道府県からの要請に応じ、応援派遣することも想定される。

そのため、円滑に他都道府県・指定都市、そのDPAT等と連携できるよう、運営委員会及びDPATは、「災害時こころの情報支援センター」と連携して、日ごろから情報共有を図るとともに、同センターが開催する研修・訓練等への参加等により、他都道府県・指定都市担当部局、そのDPAT等との情報交換等を図る。

附 則

この要綱は平成27年4月27日から施行する。